

令和3年度 一般会計補正予算（第5号）説明資料

1. 編成概要

- 今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の生活困窮者支援を受け、生活困窮者自立支援金の支給に係る経費について調整を行うものです。

2. 予算規模

- 補正額は次のとおりです。

（単位：千円）

会計名	補正前の額	補正額	計
一般会計（第5号）	38,378,021	5,100	38,383,121

3. 補正事項

- 主な補正事項は次のとおりです。

○生活困窮者自立支援金の支給に伴う調整

- ・対象者：総合支援資金の再貸付を終了した世帯
又は、再貸付について不承認とされた世帯
※収入要件、資産要件、求職活動等要件有
※生活保護受給中世帯は除く
- ・支給額：単身世帯 月額 6万円
2人世帯 月額 8万円
3人以上世帯 月額10万円
- ・支給期間：令和3年7月以降の申請月から3か月
※申請受付は令和3年8月末まで

4. 一般会計補正予算（第5号）

1. 歳入歳出予算総括表

（歳入）

〔単位：千円〕

款	補正前の額	補正額	計	説明
16 県 支 出 金	2,647,888	5,100	2,652,988	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 5,100
歳入合計	38,378,021	5,100	38,383,121	

（歳出）

〔単位：千円〕

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民 生 費	11,823,102	5,100	11,828,202	5,100			
歳出合計	38,378,021	5,100	38,383,121	5,100			

2. 事業別の補正事項

3 （民生費）

5,100

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
1	新規	<p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 【支援策第8弾】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対し、自立支援金を支給する（県10/10） ○対象者：総合支援資金の再貸付を終了した世帯又は再貸付について不承認とされた世帯で、以下の要件の全てに該当する世帯（※生活保護受給中世帯は除く） （1）1月あたりの収入が、次の①+②の額以下 ①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額 （2）世帯の預貯金が①の6倍以下（ただし、100万円以下） （3）ハローワークを通じて求職活動を行い、就労による自立が困難な場合は生活保護の申請を行うこと ○給付額：単身世帯 60,000円/月 2人世帯 80,000円/月 3人以上世帯 100,000円/月 （詳細はP3の新規事業等実施に伴う説明シート参照）</p>	5,100	5,100	0	0	0						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">補正前</th> <th style="width: 33%;">補正額</th> <th style="width: 33%;">補正後</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">5,100</td> <td style="text-align: center;">5,100</td> </tr> </table>	補正前	補正額	補正後	0	5,100	5,100					
補正前	補正額	補正後											
0	5,100	5,100											
		民生費 合計	5,100	5,100	0	0	0						

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金支給事業	整理番号	1
		担当部・課	健康福祉部 地域福祉課
事業期間	(単年度)・複数年度	事業区分	(新規)・拡充
	令和3年度～令和3年度・終期未定		裁量・義務・政策ソフト政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、これまでの支援施策をもってしても、新たな就労や生活保護の受給に結びついていない実態を踏まえ、このような世帯に対し支援金を支給することで、自立支援につなげる。
②背景	緊急事態宣言の延長等、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、新型コロナウイルス感染症の影響により休業・失業した場合、早期の生活の立て直しが困難となっている。
③効果	長期間にわたり生活に困窮している世帯に対し、途切れない支援を行うことで、早期の生活の立て直しや自立を促すことが出来る。
④内容	<p>○対象者 総合支援資金の再貸付を終了した世帯又は再貸付について不承認とされた世帯で、以下の要件の全てに該当する世帯 ※生活保護受給中世帯は除く。</p> <p>(1) 1月あたりの収入が、次の①+②の額以下</p> <p style="margin-left: 20px;">①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12</p> <p style="margin-left: 20px;">②生活保護の住宅扶助基準額 (浜田市の場合：単身世帯 11.5万円、2人世帯 15.4万円、3人世帯 18.2万円)</p> <p>(2) 世帯の預貯金が①の6倍以下(ただし100万円以下)</p> <p>(3) ハローワークを通じて求職活動を行い、就労による自立が困難な場合は生活保護の申請を行うこと。</p> <p>○支給額 単身世帯：6万円/月、2人世帯：8万円/月、3人以上世帯：10万円/月</p> <p>○支給期間 令和3年7月以降の申請月から3か月(申請受付は令和3年8月末まで)</p> <p>○事業費内訳 対象世帯(19世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯 3世帯×60千円×3月＝540千円 ・2人世帯 4世帯×80千円×3月＝960千円 ・3人以上世帯 12世帯×100千円×3月＝3,600千円 <p style="text-align: right;">計 5,100千円</p>
⑤その他	<p>【支援の流れ】</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[生活困窮に関する相談受付] --> B1[①緊急小口資金：貸付上限20万円] B1 --> B2[②総合支援資金(初回貸付)：貸付上限60万円] B2 --> B3[③総合支援資金(延長貸付)：貸付上限60万円] B3 --> B4[④総合支援資金(再貸付)：貸付上限60万円] B4 --> C[自立] </pre> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金：支給上限30万円</p> </div>

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--	--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

	市民参加の実施 (有・ 無)
--	------------------------

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	2. 健康でいきいきと暮らせるまち		
	施策大綱	2-6. 地域福祉の推進		
	人口減少対策プロジェクトの該当	あり		
		なし		

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

		単位：千円			
財源内訳		全体計画	3年度	4年度	5年度以降
	事業費	5,100	5,100	0	0
	国県支出金	5,100	5,100	0	0
	地方債()	0	0	0	0
	その他()	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0